

第4回 尾張北部環境組合公害防止準備委員会 次第

日時 令和2年2月20日(木)

午後2時～

場所 江南市立学習等共用施設草井会館
1階学習室

1 挨拶

2 議事

公害防止協定及び自主規制値について 等

3 その他

《配付資料》

資料 公害防止協定書（案）

公 害 防 止 協 定 書 （案）

尾張北部環境組合（以下「甲」という。）と〇〇区（以下「乙」という。）は、甲が江南市中般若町北浦地内に設置する甲のごみ処理施設（以下「施設」という。）の操業に伴う公害の防止に関し、地域住民の健康で快適な生活環境を守るため、次のとおり協定を締結する。

（基本原則）

第1条 甲及び乙は、施設に起因する公害発生を防止することは重要な社会的責務であることを認識し、それぞれの立場から常に公害防止及び対策について最善の努力をするものとする。

（公害防止委員会）

第2条 この協定の誠実な履行を確保し、施設の操業に伴う公害の発生を未然に防止し、地域住民の健康で快適な生活環境を守るため、公害防止委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会の組織及び運営については、別に定めるとおりとする。

（甲及び乙の責務）

第3条 甲は、施設の操業に伴う公害を防止する責務を有することを自覚し、誠意をもってこの協定を履行するものとする。

2 乙は、乙の代表者を委員会の委員に選出するものとする。

（相互協力）

第4条 甲及び乙は、公害の防止に関する測定及び調査・研究並びに地域住民の健康保護の施策に対し、誠意をもって協力するものとする。

（構成自治体の長の責務）

第5条 甲は、甲を構成する地方公共団体（以下「組合構成市町」という。）の長と連絡を密にして、施設の運営及び地域住民の生活環境の保全に万全を期するものとする。

(操業における遵守事項)

第6条 甲の施設へ搬入されたごみは、極力再資源化に努めるものとする。

- 2 甲の施設に搬入されたごみは、ごみピット及びヤード以外に集積しないものとする。ただし、再資源化等のための一時積み置き等、正当な理由がある場合は、その限りでない。
- 3 甲は、施設について、その機能が十分に発揮できるよう、常に整備点検を行うものとする。
- 4 甲は、施設の操業にあたり、有害物質等の発生を防止するため、必要な対策を講ずるものとする。

(規制値の遵守)

第7条 甲は、施設の操業にあたっては、別表に掲げる各項目の自主規制値（以下「規制値」という。）を遵守するものとする。

- 2 甲は、前項の規制値を改定しようとするときは、その都度委員会において協議するものとする。
- 3 甲は、第1項の測定又は試料採取にあたり、乙が立会いを求めたときは、業務に支障がない限りこれに応ずるものとする。

(測定の実施等)

第8条 甲は、施設に関する有害物質等の測定を法律等で定める方法及び回数実施し、その結果を記録するとともに、乙及び委員会に報告するものとする。

(規制値を超えた場合の措置)

第9条 甲は、施設の操業に伴い第7条の規制値を超えた場合は、速やかにその原因となった施設の操業停止または操業短縮等を行い、規制値を遵守するために必要な対策を講じた上で通常運転へ復帰させるものとする。

- 2 甲は、前項の顛末について委員会に報告するものとする。

(資料の提出及び立入調査)

第10条 甲は、乙から施設の管理及び運営状況、その他必要な事項に関し、資料の提出を求められた場合は、これに応ずるものとする。

2 甲は、乙が立ち入り調査を要求した場合は、施設の操業及び安全対策に支障のない限りこれに応ずるものとする。

(事故時の措置)

第11条 甲は、環境に影響を及ぼし得る施設の故障又は破損等の事故が発生した場合は、直ちに応急措置を講ずるとともに速やかにその状況を乙及び委員会に報告し、施設の復旧又は改善に必要な措置を講ずるものとする。ただし、軽微な故障等については、この限りでない。

(車両対策)

第12条 甲は、施設に搬入出するごみ運搬車両について、次の各号に掲げる措置を講ずるよう組合構成市町等に要望するものとする。

- (1) ごみ運搬車両の運行管理及び搬入出路について、適切な指導を行い、交通安全の確保及び車両による環境の悪化を生じないようにする。
- (2) ごみ運搬車両は常に点検整備を行い、事故防止を図るとともに清潔の保持に努める。
- (3) ごみ運搬車両は、可能な限り搬入台数の削減及び低公害車両の導入を図るよう努める。

2 甲は、敷地内及び工場付近の搬入出路の清掃を必要に応じて措置する。

(損害の賠償)

第13条 甲は、施設の操業に起因して発生した公害により地域住民に被害を与えたときは、直ちにその原因の解明に努めるとともに、その損害を賠償するものとする。

(苦情の処理)

第14条 甲は、施設の操業に伴い苦情の申し出があった場合は、積極的に事実関係の調査を行い、誠意をもって対処するものとする。

(施設の変更)

第15条 甲は、敷地の拡張並びに施設の改造及び規模の拡大の変更を行う場合は、計画段階に乙と協議し、同意を得るものとする。

(公開の原則)

第16条 甲は、施設の操業状況及び公害防止対策の実施状況に係る関係資料について公開し、必要に応じ委員会に報告する。

(違反時の措置)

第17条 乙は、甲がこの協定に違反したと認められたときは、必要な改善措置を取るよう求めることができる。

(協議)

第18条 この協定に定めのない事項、その他疑義が生じた場合は、その都度、甲乙で協議して定めるものとする。

(有効期間)

第19条 この協定の有効期間は、施行の日から1年間とする。ただし、有効期間の満了の1か月前までに、甲乙協議し、この協定に何らの意思表示をしないときは、期間満了の翌日から向こう1年間更新したものとみなし、施設の稼働停止までは順次この例によるものとする。

附 則

この協定は、令和 年 月 日から施行する。

令和 年 月 日

甲	尾張北部環境組合	
	管理者	○ ○ ○ ○
乙	○○区 区長	○ ○ ○ ○
立会人	○○○長	○ ○ ○ ○

別表（第7条第1項）

（1）排ガスの排出濃度

項目	自主規制値
ばいじん	
硫黄酸化物	
窒素酸化物	
塩化水素	
ダイオキシン類	
水銀	

（2）騒音・振動（敷地境界）

	自主規制値
騒音	
振動	

（3）臭気

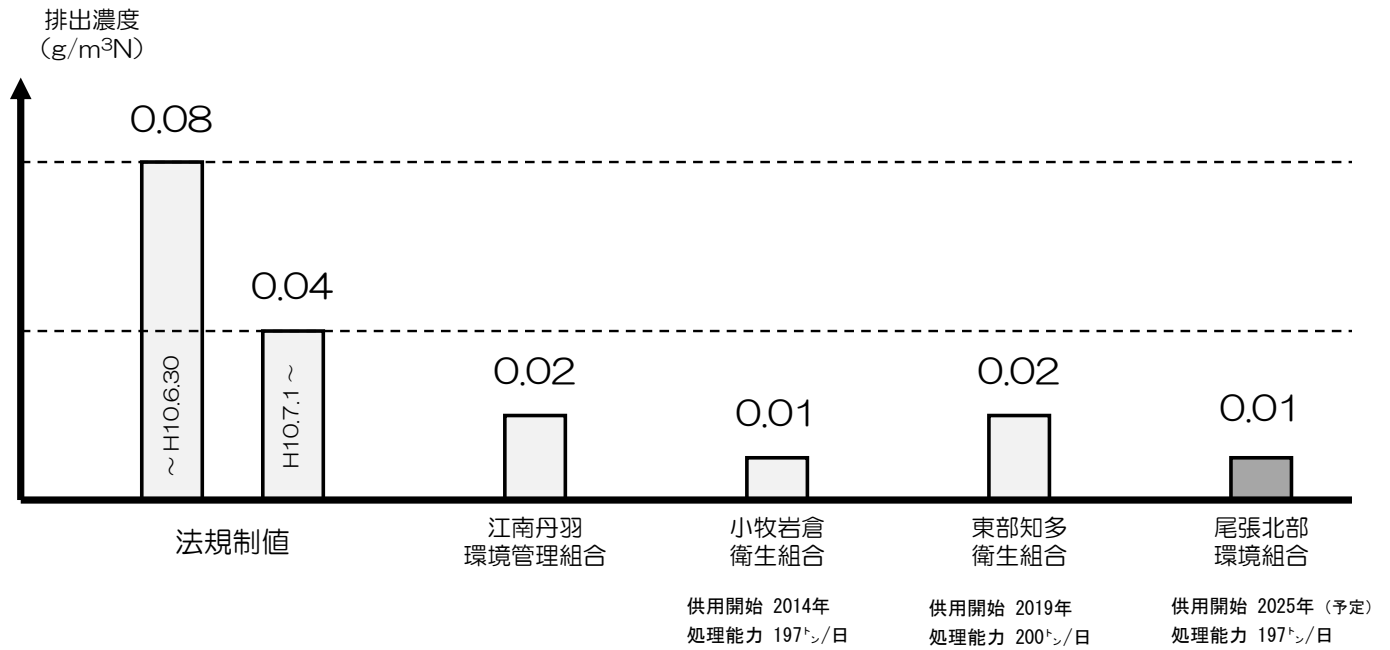
項目	自主規制値
敷地境界	
煙突等気体排出口	
排出水	

（4）排水（合併浄化槽からの放流水）

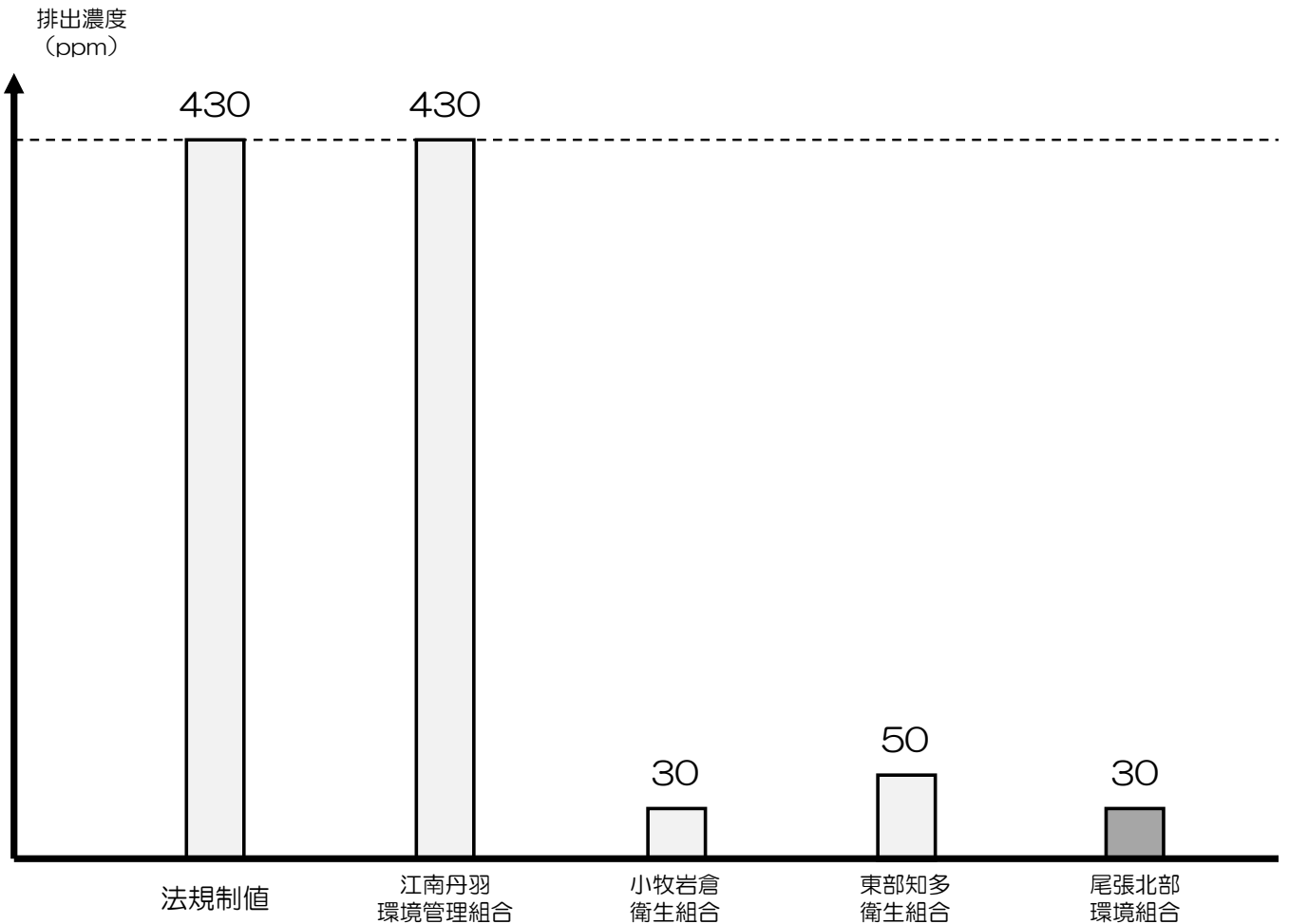
項目	自主規制値
BOD	
BOD除去率	

1 排ガス

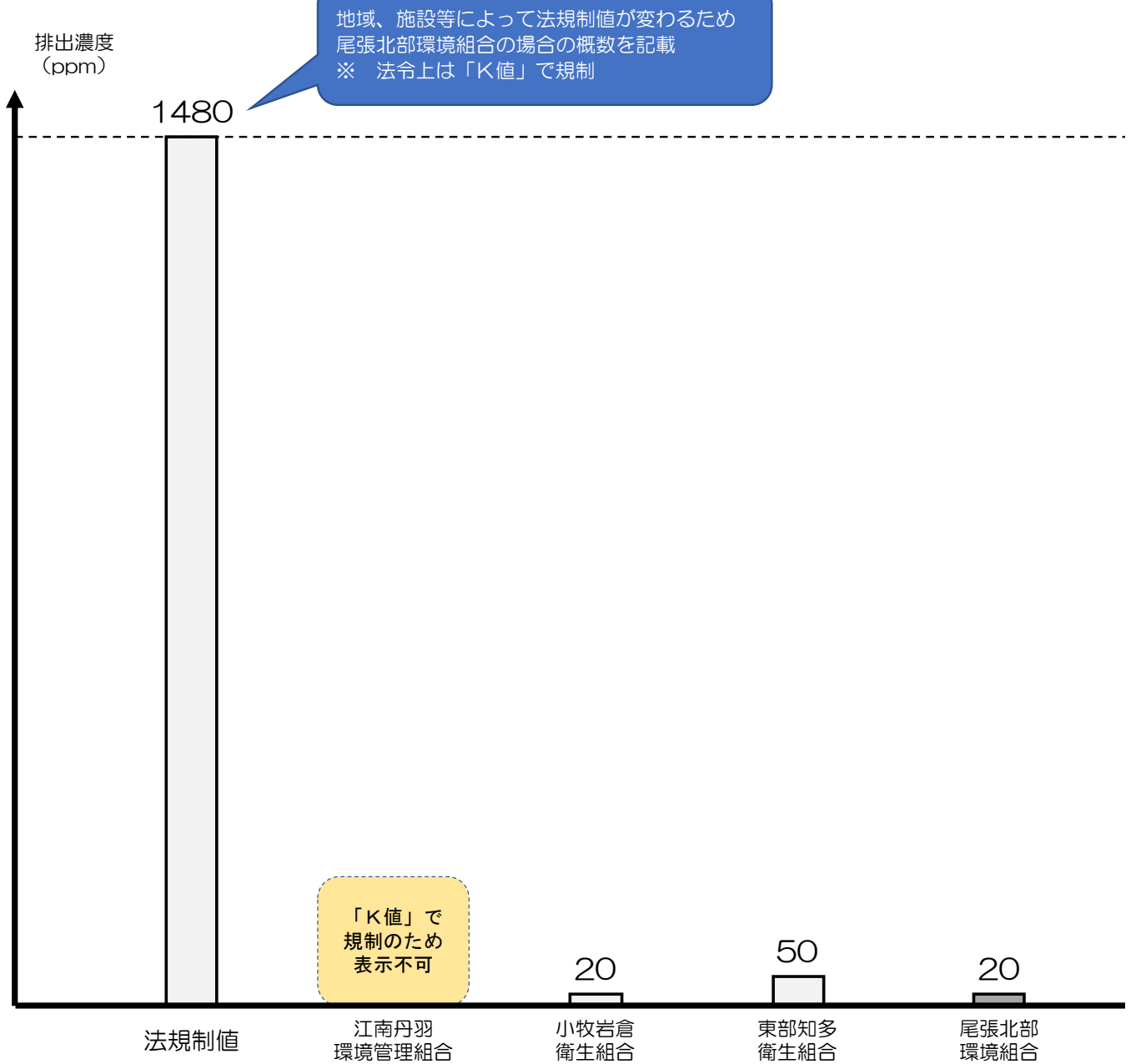
(1) ばいじん



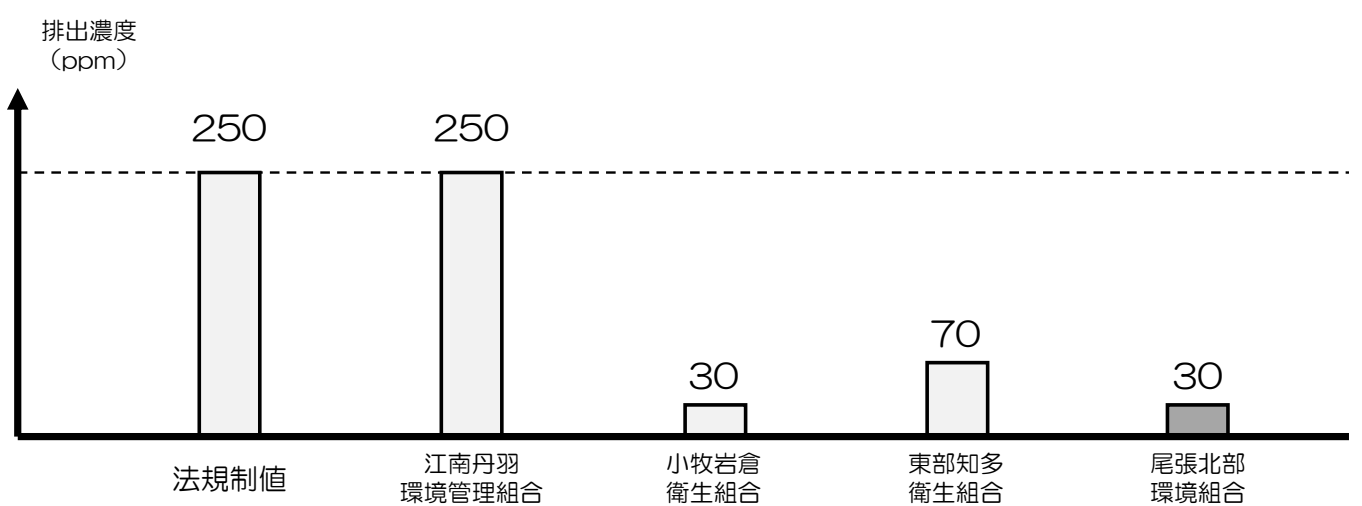
(2) 塩化水素



(3) 硫黄酸化物

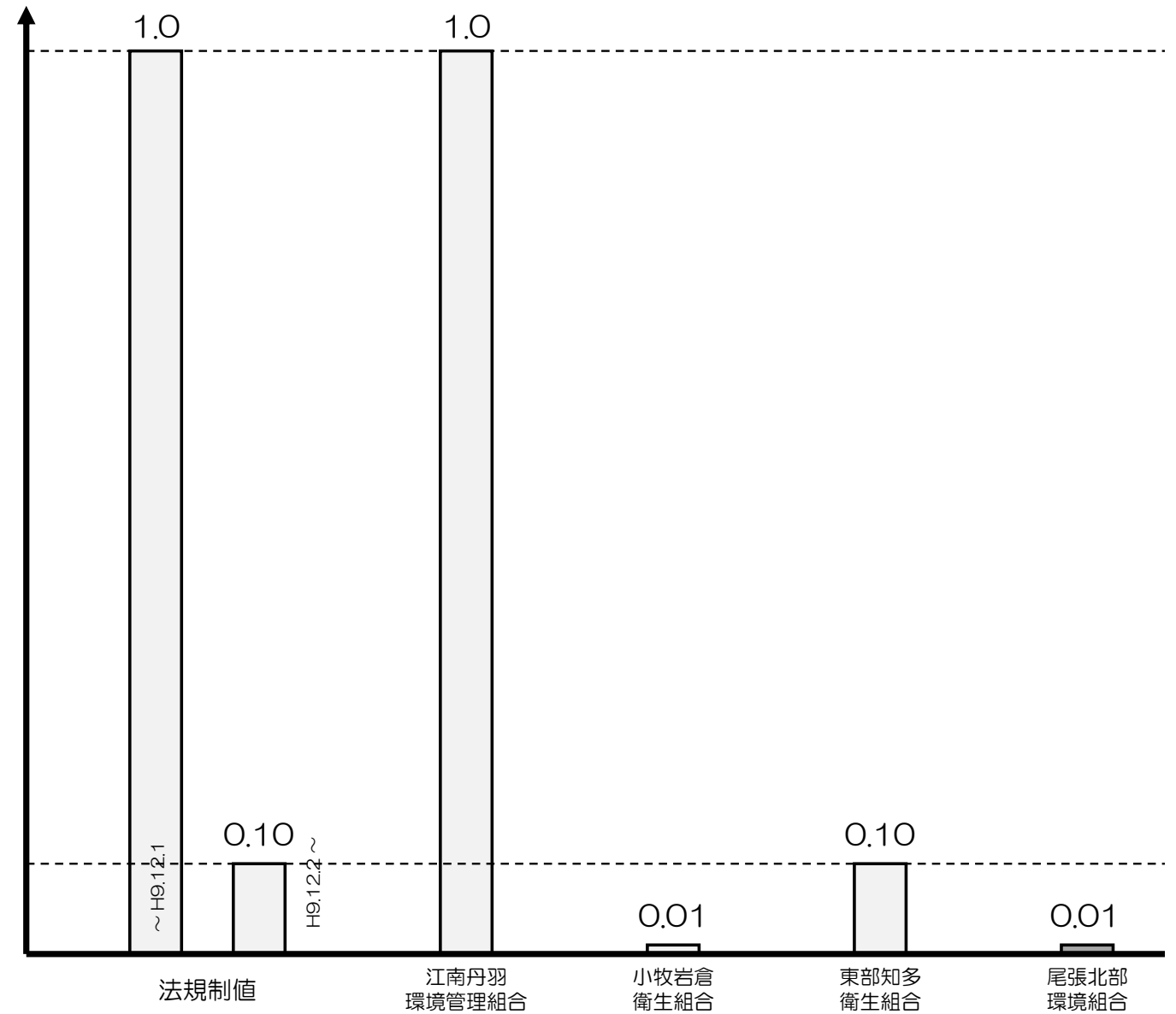


(4) 窒素酸化物



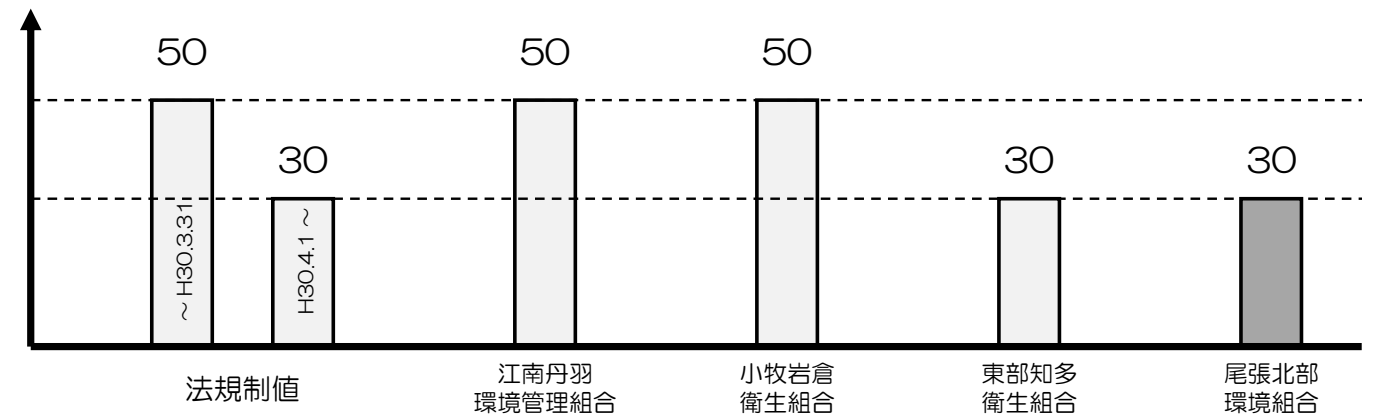
(5) ダイオキシン類

排出濃度
(ng-TEQ/m³N)

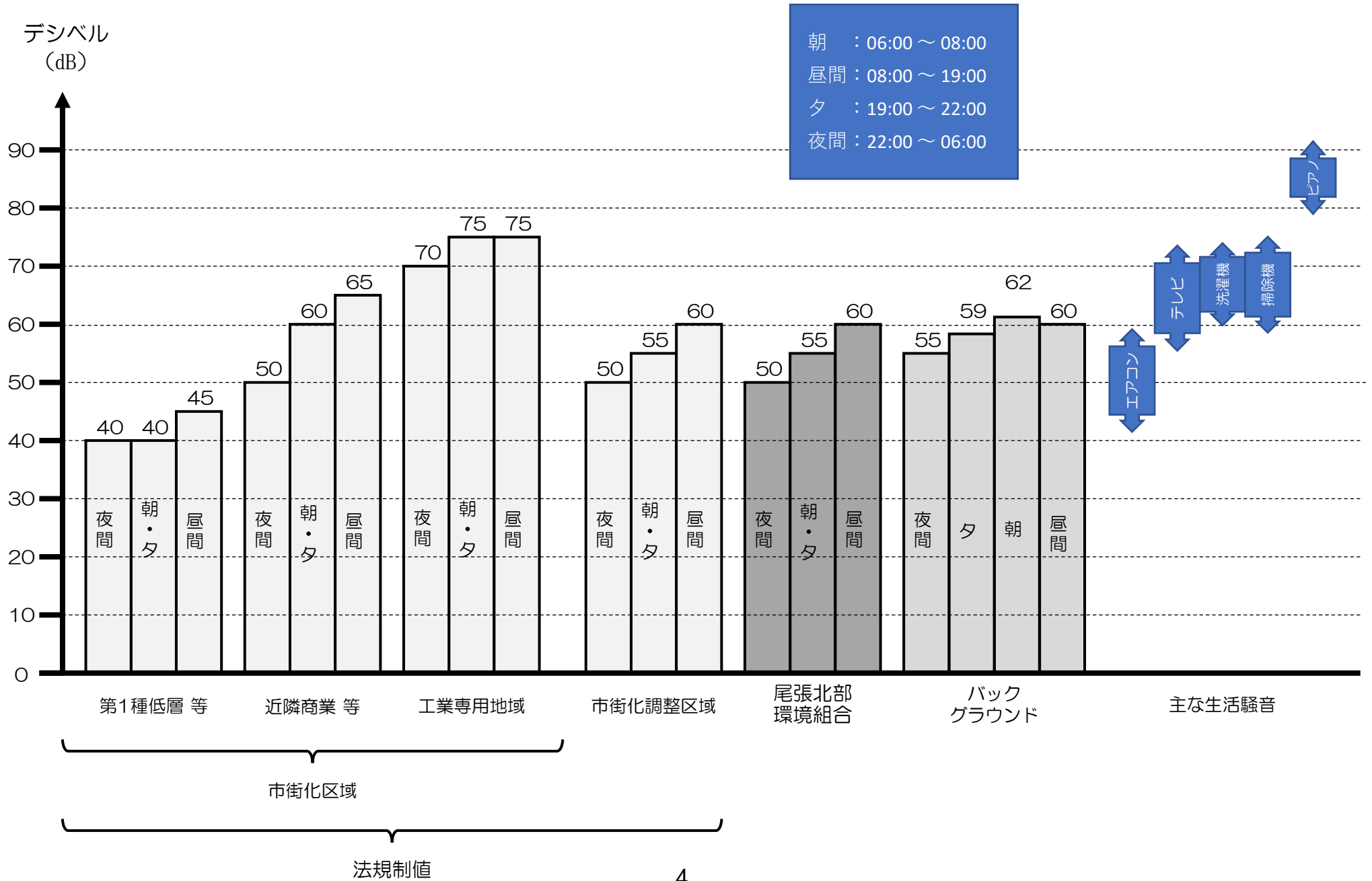


(6) 水銀

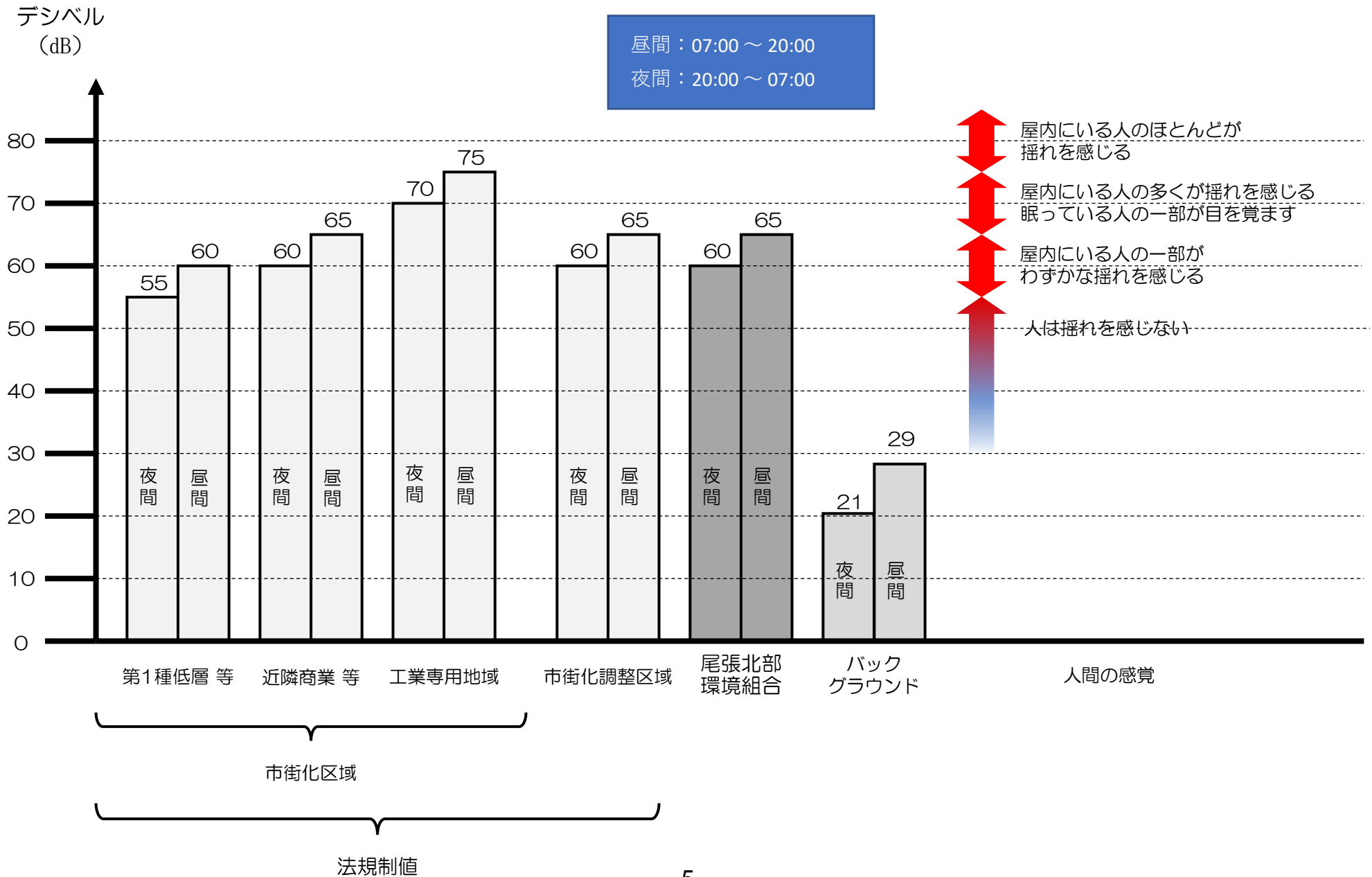
排出濃度
(μg/m³N)



2 騒音

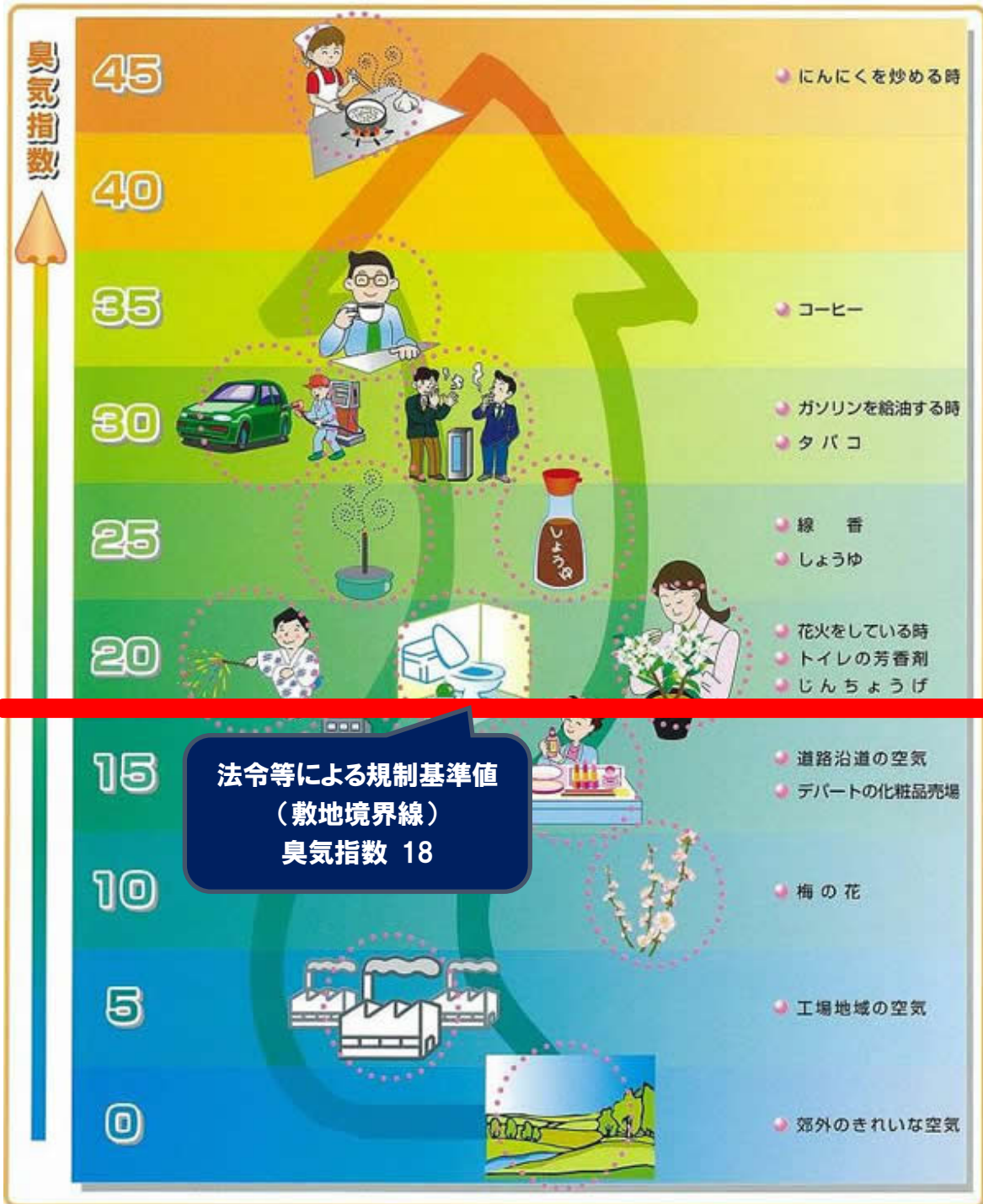


3 振動



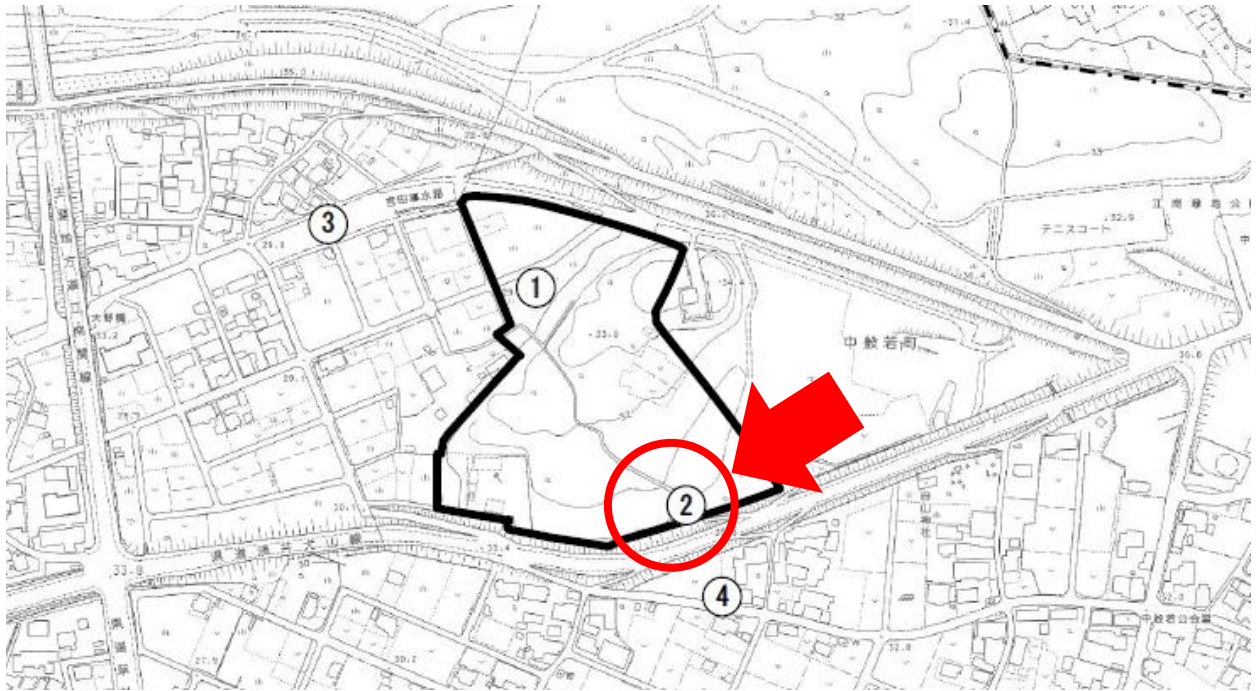
4 臭気


臭気指数の目安



出典：においの評価（環境省）を加工

《参考》バックグラウンド調査地点



 事業実施区域

施設の設置・運営事業者に対して求めていく主な事項

1 全体計画

- 地球環境、地域環境との調和を図り、工事中も含めて環境に配慮した施設の整備を目指すこと。
- 住民等に対し、環境問題、ごみ問題に対して意識が向けられるよう、必要な情報を発信し、循環型社会形成の必要性を認識できる場を提供すること。
- 排ガス、騒音、振動、悪臭等の自主規制値や処理条件等を遵守できる施設とすること。
- 焼却灰等については、全量資源化する計画であることを考慮すること。

2 操業における遵守事項

- 粗大ごみ、剪定枝、火災廃棄物等の受入ヤードを整備すること。
- 施設を適正に維持管理していくため、保守管理計画を策定のうえ法定点検、法定点検以外の保守点検、機器の調整、日常的な部品の取り換えなど実施し組合へ報告すること。
- 関係法令、公害防止協定等を遵守し、搬入された廃棄物を適正に処理するとともに、自らが行う検査によって関係法令、自主規制値等を満たしていることを確認すること。

3 自主規制値の遵守

- 自主規制値を満足していることを確認するため施設の性能試験を実施すること。
- 排ガス等の測定を実施するとともに、データを保存し、公表データの作成をすること。
- 排ガスの自主規制値に対する要監視基準（運転管理基準）を設定すること。

4 自主規制値を超えた場合の措置

- 施設の運転を停止したうえで、原因の究明し、その対策を検討したうえで必要な措置を実施すること。

5 資料の提出及び立入調査

- 施設の運営状況について記録し、保存するとともに組合へ報告すること。
- 施設の立入検査に協力すること。

6 事故時の措置

- マニュアルに従い応急措置を講じるとともに事故の原因を究明し、組合へ報告すること。

7 その他

- 常に適切な運営を行うことにより、周辺の住民の信頼と理解、協力を得ること。
- 組合が行う周辺の住民等との協議に対して、組合の要請に基づきそれに協力すること。
- 組合が住民等と結ぶ協定等の内容を十分に理解し、これを遵守すること。
- 周辺農地等への影響がないように配慮すること。
- 施設の運営に関して、住民等から意見等があった場合、速やかに組合に報告し、組合と協議のうえ対応すること。
- 公害防止準備委員会（施設供用開始後は、（仮称）公害防止委員会）から施設の運営に関して求められた事項については、報告書等の資料を作成のうえ同委員会に出席し説明を行うこと。